

定

何事によらずよろしからさる

ことに大勢申合候をととう（徒党）と

となへ ととうしてしいのねか

ひをくはたてるをこうそ（強訴）と

いい 或は申合せ居町居村を

たちのき候をてうさん（逃散）と申す

堅く御法度なり 若右類の

儀是あらは早々其筋の

役所江申出へし 御ほうび

下さるへきこと

慶応四年三月

太政官